ASAK

Insight Review

【発行元】 ASAK浅岡会計事務所
ASAK佐々木不動産鑑定士事務所
ASAK社会保険労務士事務所
ASAK行政書士事務所
ASAK財産コンサルティング㈱
ASAKビジネスコンサルティング㈱

認定経営革新等支援機関（No.100623005401）

【発行日】 2021年10月1日 **No.181**

電子取引　紙データ送信時の保存義務？

令和4年1月より、電子取引の取引情報のデータ保存が義務化されたことはご存知かと思います。

それに関連して、紙データを電子データとして送信した場合における保存義務について注意が必要です。

確定申告書などへの押印義務は原則廃止されましたが、民間企業では、取引先に交付する請求書や契約書などへの社判等の押印を実務慣行として行っていることがあります。この場合において、電子データの受領側だけでなく、交付側にもその保存義務が課されるそうです。たとえ押印した請求書等の紙を自社の控え用として保存していても、それをPDF等データに変換して、取引先に送信している場合には、そのPDF等データを保存する必要があるのです。

◆ 押印のため印刷を経て送信したデータは保存の対象

エクセルやワードなどの表計算、文書作成ソフトで作成した請求書等をプリントアウトし、押印したうえでPDF等にデータ化して、メールで取引先に送信することがあるかと思います。

その場合、『PDF等データと同一内容の請求書等を紙で保存していても、取引先に送信するPDF等データも電子取引の取引情報として保存する必要があるのか』といったことを疑問視する向きもありましたが、メール等で請求書等の「取引情報」をPDF等データで送信している以上は、電子帳簿保存法上の「電子取引」に該当し、保存要件(「検索機能の確保」等)を充足する形でPDF等のデータの保存が必要になるそうです。

◆ 紙や作成元データのワード等に保存義務はなし

それから、社内ルールとして、押印した請求書等の紙や、請求書等のプリントアウト前のワード等の元データを保存していることが考えられますが、この点、元データはあくまで、相手方に交付する「押印した請求書等をPDF等でデータ化したもの」という完成形の作成過程のデータに過ぎないため、国税関係書類としての保存義務の対象にならないようです。

そして、押印した紙の請求書等についても、最終的に相手方に交付した請求書等データの作成過程のものであるため、請求書等データは電子取引の取引情報として保存義務がかかる一方で、その紙には保存義務は生じないとのことです。

◆ 紙とデータの両方を交付した場合

しかし、請求書等データだけでなく、同一内容の請求書等を紙でも取引先に交付している場合には、紙と電子データのどちらを原本としているかによって、対応が異なるようです。

取引先に送信した請求書等データが原本であれば、電子取引の取引情報として、その請求書等データの保存が必要となってきます。一方、請求書等データが、紙で交付した請求書等の内容確認程度の意味合いに過ぎない副本である場合には、その請求書等データは、電子取引の取引情報としての保存は不要となるのですが、原本である紙の請求書等の写しの保存が必要となるようです。

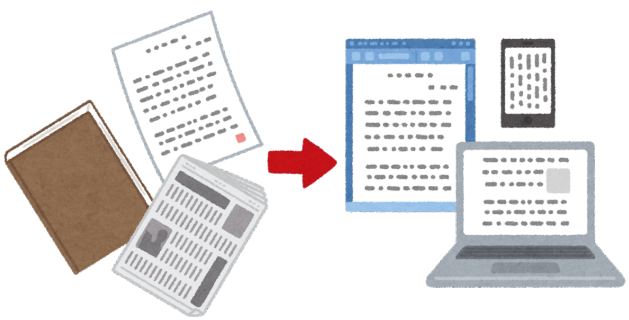

CONTENTS

電子取引　紙データ送信時の保存義務？……P.1
日本版電子インボイスの導入への動き……P.2
所得税確定申告 スマホ撮影で自動転記導入…P.2
大幅に引き上げられた最低賃金！……P.3
テレワークでのマイナンバーの適切な取扱い……P.4
消費税の簡易課税制度とインボイスの保存……P.4
コロナ禍における入・離職状況……P.5
10月度の税務スケジュール… P.5
今月の名言録……P.6
無料相談会実施中……P.6

最新情報は
ASAKのTwitter（ツイッター）も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！

日本版電子インボイスの導入への動き

インボイスのイメージ

請求書

(株)□□御中　　△△商事(株)

登録番号　T○○○○…

日付	品名	金額
10/1	魚※	10000円
10/1	トマト※	5000円
10/1	タオルセット	3000円
…	…	…
合計	120000円	(消費税 11200円)
8%対象	40000円	(消費税 3200円)
10%対象	80000円	(消費税 8000円)

※は軽減税率対象

(注)　はインボイス導入で記載が必要になる項目

政府は、企業間での請求書を電子化する「インボイス(税額票)」制度を巡り、日本の法制度や商習慣に対応した新たな仕様を定める予定です。1カ月分の取引代金を一括請求する「月締め」にも対応し、事業者の利便性を高めます。これについて、会計ソフト企業などと協力して、2022年秋の提供開始を目指すとのことです。

インボイス制度は2019年10月に消費税の軽減税率が始まったことを受け、事業者間の取引を透明化する目的で導入されました。制度の開始は、2023年10月を予定しています。これに先立って10月1日から登録事業者になるための申請の受け付けが始まっています。

現在は、取引した商品ごとに本体価格の8%、もしくは10%の消費税を加えた請求額を請求書に記しています。これはインボイス導入までの「つなぎ」の措置の位置づけで、2023年10月の制度開始後は、税率ごとの税額の合計も記載するよう定めています。また、あわせて、税務署から事業者に割り振られる登録番号も記入する必要があります。

こうした請求書をネットワーク上で一括で管理するのが電子インボイスです。制度開始をにらみ、デジタル庁と会計ソフト会社など約120社で構成する「電子インボイス推進協議会」が協力して、電子化する場合にシステムがバラバラにならないように統一した仕様を決め、今秋にも案を確定させる予定です。

現在検討中の仕様は、欧州を中心に30カ国以上で利用されている「ペポル」という規格をベースにして、日本の事業者向けの仕様を定めます。日本も国際的なペポルの管理団体に参加し、デジタル庁内に事務局を立ち上げています。

日本版の仕様は、売り手と買い手の名称、取引年月日や取引内容などの各国共通の項目に加えて「月締め」の商習慣にも対応するのが特徴です。

インボイスがすでに導入されている欧州では、取引ごとに請求書を発行するのが一般的ですが、日本は1カ月分の取引の代金を一括して請求するケースがあります。事業者が管理しやすいように、1カ月分のインボイス以外の取引文書をまとめて照会できるシステムにもする予定です。また、税務署から割り振られる13ケタの課税事業者の番号も、記載するルールを設けています。

将来的にはこうした仕様をベースに、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国にも導入を促し、国際的な標準作りを進める考えもあるようです。

ただし、インボイス導入には、中小・零細事業者を中心に反対意見が根強いのも事実です。事務負担の増加に加えて、免税事業者が、取引から排除されかねないとの懸念があるからです。免税事業者は事業者登録の番号がないため、インボイスを発行できません。発行できなければ、商品の納付先企業の税務申告に影響を与えるため、取引を敬遠される恐れがあるとの警戒感があるからです。こうした状況の中で、業界団体などからは、制度開始の先送りや凍結を求める意見があります。

これに対して、政府としては、電子インボイスが普及すれば、中小事業者の新たな事務負担が発生しにくくなるとみています。今後、制度の意義や利便性を訴え導入を促していく考えです。その一方で、政府内には、免税事業者が課税事業者に転換する動きが進むことで、消費税が事業者の手元に残ったままになる「益税」問題の解決につながるとの期待もあるのも事実かと思われます。

インボイスの導入まであと２年

10月１日	事業者の登録受け付け開始
↓	
今秋	電子インボイスの日本向け仕様案を確定
↓	
2022年秋	民間事業者が電子インボイス対応サービスの提供開始
↓	
23年10月	インボイス制度開始

所得税確定申告　スマホ撮影で自動転記導入

国税庁は、このほど、スマートフォンのカメラ機能により紙の源泉徴収票を読み取ることで、必要項目がデータ上に自動転記できるシステムを導入することがわかりました。2021年分の所得税の確定申告から対応できるようになります。同システムを利用することで、納税者は紙の源泉徴収票に記載された金額等を転記する手間が省略化され、転記ミスの防止にもつながります。

◆ 2022年1月からシステム稼働

デジタルを活用した国税に関する手続や業務の見直しとして、国税庁は税務手続等のデジタル化を掲げています。

同システムは、スマートフォンのカメラ機能を利用して、納税者はスマホ端末から申告データが作成できるものです。国税庁HP上のシステム“確定申告書等作成コーナー”にアクセスして、紙の源泉徴収票をカメラで撮影することで、記載されている支払金額や各種控除額等の文字認識が行われ、必要事項が自動的に転記されます。

これまでは、申告書類又はデータに、紙の源泉徴収票の記載内容を一つひとつ転記することで、申告するのが通常でしたが、今後はこうした入力の手間を省略することができ、記載漏れや転記ミスの防止にもつながりますが、今のところ同システムの利用は源泉徴収票に記載された部分の申告データの作成に限られるため、他の所得や医療費控除等の各種控除手続については別途入力する必要があるとのことなので、利用価値があるかどうかというと、まだ時期尚早のように感じます。

大幅に引き上げられた最低賃金！

先月、官報にて全都道府県の地域別最低賃金が公表されました。

賃金は最低額が定められており、企業はその額（最低賃金）以上の賃金を、労働者に支払うことが義務付けられています。この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。このうち「地域別最低賃金」について、2021年度の金額が公示されました。

◆ 2021年度の最低賃金と発効日

2021年度の地域別最低賃金と発効日は、下表のとおりですが、最低賃金の発効日は、10月1日から10月8日までで、各都道府県により異なりますので注意してください。

2020年度は、コロナ禍で据え置きか、わずかな引上げに止まりましたが、2021年度は、すべての都道府県で、28円以上の引上げとなっています。

なお、全国加重平均は、902円から930円へ3.1%の引上げとなりました。この28円の引上げは、1978年度に目安制度が始まって以降の最高額です。

パートタイマーやアルバイト等の時給者の賃金が、最低賃金を下回っていないかを確認するとともに、月給者についても1時間あたりの賃金額を算出し、確認するようにしましょう。

2021年度の地域別最低賃金

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
北海道	861	889	28	2021年10月1日
青　森	793	822	29	2021年10月6日
岩　手	793	821	28	2021年10月2日
宮　城	825	853	28	2021年10月1日
秋　田	792	822	30	2021年10月1日
山　形	793	822	29	2021年10月2日
福　島	800	828	28	2021年10月1日
茨　城	851	879	28	2021年10月1日
栃　木	854	882	28	2021年10月1日
群　馬	837	865	28	2021年10月2日
埼　玉	928	956	28	2021年10月1日
千　葉	925	953	28	2021年10月1日
東　京	1,013	1,041	28	2021年10月1日
神奈川	1,012	1,040	28	2021年10月1日
新　潟	831	859	28	2021年10月1日
富　山	849	877	28	2021年10月1日
石　川	833	861	28	2021年10月7日
福　井	830	858	28	2021年10月1日
山　梨	838	866	28	2021年10月1日
長　野	849	877	28	2021年10月1日
岐　阜	852	880	28	2021年10月1日
静　岡	885	913	28	2021年10月2日
愛　知	927	955	28	2021年10月1日
三　重	874	902	28	2021年10月1日

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
滋　賀	868	896	28	2021年10月1日
京　都	909	937	28	2021年10月1日
大　阪	964	992	28	2021年10月1日
兵　庫	900	928	28	2021年10月1日
奈　良	838	866	28	2021年10月1日
和歌山	831	859	28	2021年10月1日
鳥　取	792	821	29	2021年10月6日
島　根	792	824	32	2021年10月2日
岡　山	834	862	28	2021年10月2日
広　島	871	899	28	2021年10月1日
山　口	829	857	28	2021年10月1日
徳　島	796	824	28	2021年10月1日
香　川	820	848	28	2021年10月1日
愛　媛	793	821	28	2021年10月1日
高　知	792	820	28	2021年10月2日
福　岡	842	870	28	2021年10月1日
佐　賀	792	821	29	2021年10月6日
長　崎	793	821	28	2021年10月2日
熊　本	793	821	28	2021年10月1日
大　分	792	822	30	2021年10月6日
宮　崎	793	821	28	2021年10月6日
鹿児島	793	821	28	2021年10月2日
沖　縄	792	820	28	2021年10月8日

テレワークでのマイナンバーの適切な取扱い

ここ数年で、働き方改革や長引く新型コロナウイルス感染症拡大の中で、テレワークを導入する企業が急増しています。テレワーク導入率は企業によってまちまちですが、テレワークを実施するときに、必ず課題となることとして情報セキュリティーの問題があります。特に人事や総務担当者は、どの企業でも従業員の個人情報を取扱うため、情報漏えいを防止する十分な対策を考えるかと思います。

こうした社会背景を踏まえて、個人情報保護委員会から、テレワークでマイナンバーを使うことに対するQ＆Aが公開されましたのでご案内します。

■Q　テレワーク等により自宅においてマイナンバーを取り扱っても問題ないですか。

■A　マイナンバーガイドラインの安全管理措置において、「特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（取扱区域）について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意する必要がある」と規定されておりますので、当該措置を適切に講じていれば、自宅において取り扱うことは問題ありません。

このような取扱いが現行の内部規定に抵触するようであれば、規定を見直すなどにより、適切に対応してください。また、本ガイドラインに加え、当該事業者が遵守すべき法令やガイドライン等がある場合には、当該法令やガイドライン等を所管する団体へ問い合わせるなどにより、適切に対応してください。

なお、担当者が使用するPCや通信環境に十分なセキュリティ措置を施していただくとともに、特定個人情報等が記録された電子媒体等を持ち運ぶ際には、紛失・盗難等を防ぐための方策を講じていただくなど、本ガイドラインで定める漏えい等を防止するための安全管理措置を講ずる必要があることにご留意ください。

今後、年末調整で従業員の扶養親族のマイナンバーを扱う機会も増えると考えられますので、テレワークを実施するときには、その取扱いに十分注意してください。

【参考リンク】　「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」　https://www.ppc.go.jp/legal/policy/

消費税の簡易課税制度とインボイスの保存

2023年（令和5年）10月1日から、インボイス制度が導入されることは、何度かご案内しているので、ご存知のことかと思います。この制度は、原則として、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存等をしている場合に限り、消費税の仕入税額控除が認められ、免税事業者や適格請求書発行事業者として登録を受けていない事業者からの課税仕入れは、仕入税額控除の対象にならないなど、従来からの仕入税額控除の方式が大きく変わることになります。

しかし、この点において、中小事業者の事務負担に配慮する観点から設けられている「簡易課税制度」については、インボイス制度導入後も特段変わらないのです。

同制度は、事業者(基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限る)の選択により、売上げに係る消費税額に、事業の種類の区分に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を、仕入れに係る消費税額として、売上げに係る消費税額から、控除することができるものです。

つまり、簡易課税制度適用事業者は、インボイス制度導入後も、売上げに係る消費税額を基礎として、仕入れに係る消費税額を算出することになるため、適格請求書の保存等は仕入税額控除の要件にはならないのです。さらに付け加えると、免税事業者からの仕入れについても、現行どおり仕入税額控除の対象になるということになるのです。

事業者を取引相手として商売を行っている免税事業者の多くは、インボイス制度の導入を機に、適格請求書発行事業者として登録を受けて、課税事業者となるものと考えられています。こうした事業者が、原則課税に比べて、仕入控除税額の算出が簡単である等の理由から、適格請求書発行事業者の登録と合わせて、簡易課税制度を選択する事業者が、多数見込まれるのではないかと考えられています。

コロナ禍における入・離職状況

新型コロナウイルスの感染が長期化し、企業経営にもさまざまな影響を与えています。ここでは、8月に発表された厚生労働省「令和2年雇用動向調査結果の概要」調査結果から、2020年の産業別の入・離職状況をみていきます。

◆ 離職が入職を上回る

この「令和2年雇用動向調査結果の概要」の調査結果によると、2020 年の年間入職者数は約710万人（入職率13.9%）、離職者数は約727万人（離職率14.2%）で、離職者数が入職者数を上回っています。これは2011年以来のことです。

なお、直近10年間の入職率と離職率の推移は右グラフのとおりです。

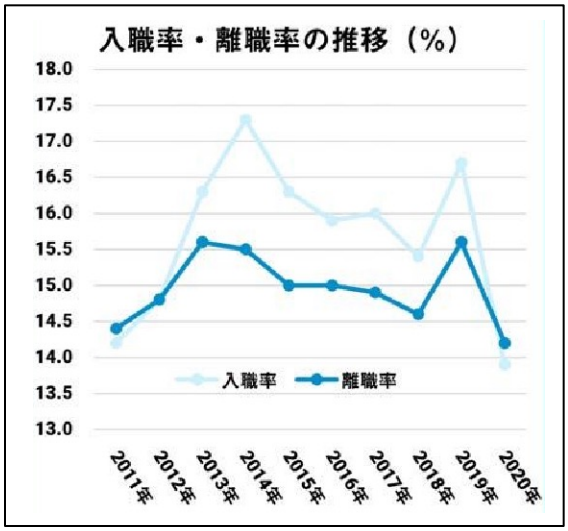

◆ 産業別の入・離職状況

次に2020年の産業別の入・離職率と入職超過率をまとめると、右表のとおりです。

入職率は宿泊業，飲食サービス業が26.3%で20%を超えていますが、離職率も宿泊業，飲食サービス業が26.9%で、20%を超えています。

その他、サービス業（他に分類されないもの）、教育，学習支援業、生活関連サービス業，娯楽業では、入・離職率ともに15%を超えています。

入職超過率は入職超過になった産業が7、離職超過が6となり、その中でも最も高いのは、情報通信業の5.4ポイントで、最も低いのは、生活関連サービス業，娯楽業のマイナス2.6ポイントでした。

地域によって新型コロナウイルスの感染状況や経済状況は異なりますが、この結果からは、サービス関連産業で離職超過の状態が多くなっているようです。

産業別入・離職率と入職超過率（%、ポイント）

	入職率	離職率	入職超過率
全体	13.9	14.2	-0.3
建設業	10.0	9.5	0.5
製造業	7.8	9.4	-1.6
電気・ガス・熱供給・水道業	7.9	10.0	-2.1
情報通信業	14.6	9.2	5.4
運輸業，郵便業	14.5	13.3	1.2
卸売業，小売業	12.0	13.1	-1.1
金融業，保険業	8.1	7.7	0.4
不動産業，物品賃貸業	15.5	14.8	0.7
学術研究，専門・技術サービス業	11.4	10.3	1.1
宿泊業，飲食サービス業	26.3	26.9	-0.6
生活関連サービス業，娯楽業	15.8	18.4	-2.6
教育，学習支援業	16.2	15.6	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	17.5	19.3	-1.8

厚生労働省「令和２年雇用動向調査結果の概要」より作成

10月度の税務スケジュール

内　　容	期　　限
9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納　期　限　10月11日（月）
特別農業所得者への予定納税基準額等の通知	通 知 期 限　10月15日（金）
8月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞	申告期限 納付期限 11月1日（月）
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞	
2月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）	
消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4，800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）	

今月の名言録

筋を通す

「話に筋が通る」とか「筋が通らない」とか言います。
この〝筋〟とは、人間の精神の指標のことです。
その人が持つ判断基準、いわばフィロソフィと言い換えてもいいでしょう。
皆さんは、それぞれの立場で判断を迫られるでしょう。
そして自分の判断基準に照らして、良い悪いを判断しているはずです。
そして、その判断基準の根源をたどれば、道理とか倫理、つまり人として正しいものは何か、
という原理原則であるはずです。
ですから、筋が通るということは、単に論理的に矛盾がないということではなく、人としてとるべき道に照らし合わせて、不都合がないということなのです。
つまり、頭の中だけで軽々しく判断したものではなく、人間の精神の最もベーシックな部分にまで立ち返って考えてみて、理にかなっていることを筋が通るというのです。
筋を持たない人は、何もできません。自分の基準をどこに置くかが分からないからです。
これに反して、筋を持った人は万般に通じていきます。それは、筋というものが、万人に納得しうるものだからです。
正しい判断をするには、自らの中に指標が確立されていなければなりません。

（「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著　PHP研究所刊）

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。
随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっていますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。

・新規にご開業される方、された方（開業支援、税務相談、社会保険相談など）
・現在の顧問先に不満をお持ちの方（税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など）
・相続でお困りの方（今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など）
・不動産の有効活用でお悩みの方　など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460－0022
愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL：052－331－0135・0145　FAX：052－331－0167
https://asaoka-kaikei.com/

【四日市オフィス】〒510－0105
三重県四日市市楠町南川8－1
TEL：059－397－8650　FAX：059－397－8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

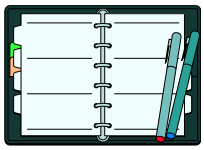

税理士・行政書士　浅岡　和彦
不動産鑑定士　佐々木　勝己
社会保険労務士　松永　裕美